

2016年8月 Tax Newsletter

弊社Grant Thornton Vietnamの今回のニュースレターでは、以下の通り、税務および税関に関する最新情報をご案内申し上げます。

1. 2016年7月1日以降のVAT還付および延滞税金利に関する財政省ガイダンス
2. 2016年8月1日以降の内国税に対する国庫徴収納付手続き
3. 顧客に対する補助支出の損金不算入
4. 個人所有の家屋賃借費用
5. 労働者への修士課程教育費用の損金算入
6. 「米国の外国口座税務コンプライアンス法（米国FATCA法）実施のためのベトナムおよび米国との間の二カ国間協定および付属資料」の批准
7. 外国投資企業の不良品輸入貨物に対する廃棄・破碎および輸入関税還付手続
8. 加工契約の実施期間延長手続き
9. 輸出加工企業（EPE）による物品売買事業



1. 2016年7月1日以降のVAT還付および延滞税金利

標題の件に関するガイダンスOfficial Letterが財政省から発行されました。内容は以下の通りです。

- **VAT還付**：2016年7月まで（月次申告の場合）の期間に発生した控除可能VAT残高が残る場合、または、2016年第3四半期まで（四半期申告の場合）の期間に発生した控除可能VAT残高が残る場合で、2013年12月31日付け財政省Circular 219/2013/TT-BTC第18条第1項が規定するガイダンスに基づくVAT還付条件を満たす場合には、VAT還付申請書類はまだ税務当局に受け付けてもらうことができ、申請書類は法律の規定に基づいて処理されます。

• 延滞税:

- ✓ 2016年7月1日前に発生した未納税額で2016年7月1日以降も納付していない未納税額については、2016年7月1日以降の期間に対して新しい延滞税金利0.03%/日が適用されます。
- ✓ 2016年7月1日前の申告期間に発生した税額を過少申告しており、2016年7月1日以降に、管轄当局による税務調査等で過少申告が発見された場合、または、納税者自身が過少申告に気づいた場合、その過少申告額に対して、法律の規定に基づく納税すべき日から2016年6月30日までの期間については延滞税金利0.05%/日（または当該期間に適用されていた法令文書の規定に準拠する金利率）を適用し、2016年7月1日から納税者による国庫への納付日までの期間については延滞税金利0.03%/日が適用されます。



2. 2016年8月1日以降の内国税に対する国庫徴収納付手続き

財政省は、2016年8月1日から発効する内国税（輸出入の段階で発生する各種税金は対象外）に対する国庫徴収納付手続きのガイドンスを発行しました。

弊社Grant Thornton Vietnamからは、いくつかの重要な事項について以下の通りご案内申し上げたく存じます。

Circular 84/2016/TT-BTCでは、税務総局の専門ウェブサイトにて電子納税を実施する全過程における、納税者による迅速、正確、安全な国庫納付書の作成支援、および、納税者の情報保護支援を目的として、直接に国庫納付書を作成する場合または代位国庫納税書を作成する場合について、以下の通り、8つの項目毎の情報記載についての詳細なガイドンスをしています。

- (1) 納税に使用する通貨の情報。
- (2) 納税者および代位納税者に関する情報。
- (3) 銀行・国庫および振替納付に使用する口座の情報。

- (4) 納付先口座の情報。
- (5) 管轄する国庫の情報。
- (6) 管轄当局の文書により納税する場合の管轄当局の情報。
- (7) 徴収管轄当局の情報。
- (8) 納付する税目に関する情報。

納税書の作成手続きを完了するためには、電子署名を実施して、電子納税システム上で納税書を送付します。

その他、Circular 84では、以下のような場合に対する詳細なガイドンスもしています。

- -銀行が提供する電子納税サービスを利用して電子納税を実施する場合のガイドンス（第8条）
- 徴収協力銀行、徴収受託銀行または国庫機関の取引窓口での納税証憑の作成に関する詳細ガイドンス（第9条）。
- 徴収納付に関する情報の間違い処理、確認、修正に関する規定の改正および補足（第17条）。これによれば、財政省は、納税者から徴収納付情報の確認および訂正依頼があった場合には、税務当局は様式C1-07/NSを使用することを規定しています。



3. 顧客に対する補助支出の損金不算入

ホーチミン市税務局は、顧客に対する補助が損金となるか否かに関する2016年5月27日付けガイダンスを発行しました。これによれば、以下の通りです。

顧客が外国での会議に参加する費用の補助、顧客の宴会や祭日のための補助を金銭または物品で行う場合の支出は、教育、医療、天災の影響克服、貧困者のための家屋建築のための補助の支出には該当しませんので、法人所得税の税額計算における損金には算入されません。



4. 個人所有の家屋賃借費用

ハノイ市税務局から、個人が所有する家屋の賃借費用に対する税務取り扱いについてのガイダンスが発行されました。概要は以下の通りです。

これによれば、企業へ資産を賃貸する世帯・個人に対して税務当局はインボイスを発行しません。世帯・個人の資産を賃借する企業にとって損金算入のために必要な書類は、資産賃借契約書、決済証憑、および、個人に代わる納税証憑（もし賃借側が代わって納税者となる場合）となり、Circular 78/2014/TT-BTCが定める様式01/TNDNによるリストの作成は不要です。

個人による資産賃貸に対する租税管理規定を発行する2015年12月31日付け税務総局Decision 2469/QD-TCTによれば、家屋、機械設備、自動車などの資産賃貸による所得を得る個人・世帯は、課税所得（つまり年間所得が100百万VND以上）に達する場合、契約書の内容を税務当局へ申告して、契約書毎に管理税務コードの発行を受ける必要がありますので、ご留意下さい。

従って、Decision 2469/QD-TCTに基づく契約書内容の申告書の写しを個人・世帯から入手しておき、税務当局から問い合わせを受けた場合に説明ができるようにしておくことが望まれます。

5. 労働者への修士課程教育費用の損金算入

労働者への修士課程での教育費用に対する税務取り扱いに関するハノイ市税務当局による2016年7月13日付けガイダンス
Official Letter 46804/CT-HTr

これによれば、労働者への修士課程での教育費用は、法人所得税の税額計算に際する損金算入が認められます。損金算入のためには、当該学費が国庫に属する場合は領収書、当該学費が国庫に属さない場合はインボイスを保管しておく必要があります。



6. 「米国の外国口座税務コンプライアンス法（米国FATCA法）実施のためのベトナムおよび米国との間の二カ国間協定および付属資料」の批准

「米国の外国口座税務コンプライアンス法（米国FATCA法）実施のためのベトナム社会主義共和国政府とアメリカ合衆国政府との間の二カ国間協定および付属資料（以下“協定”）」の批准に関する2016年6月30日付け政府決議Resolution 57/NQ-CPが発行されました。

協定は、米国外の金融機関に口座を保有する米国の機関および個人に対する税務コンプライアンス法（米国FATCA法）の実施規定として締結されました。この税務コンプライアンス法は、米国の法律に基づく納税者の脱税行為防止を目的としています。これによれば、米国FATCA法の注意すべき内容として、米国外の金融機関は、米国内国歳入庁へ、米国の機関・個人の情報を正確かつ十分に提供すべく要請されることがあります。

米国外の金融機関がこの情報提供を拒否した場合には、(i) 米国内に源泉を持つ証券からの所得、(ii) 米国内の銀行または米国銀行の外国支店に開設した預金口座からの金利、および、(iii) 米国の証券売買からの各種所得などから30%の源泉徴収税を課される可能性があります。

米国FATCA法実施のための協定および付属資料については、その内容が公表され次第、改めて情報提供させて頂きたく存じます。

7. 外国投資企業の不良品輸入貨物に対する廃棄・破砕および輸入関税還付手続き

税関管理監督局は、2016年6月23日付け Official letter 849/GSQL-GQ2にて、外国投資企業の不良品輸入貨物に対する廃棄・破砕および輸入関税還付に関する以下のようなガイダンスをしています。

これによれば、外国投資企業は、2007年4月4日付けCircular 04/2007/TT-BTMが規定する輸入貨物の処分条件に準拠して、自ら、輸入関税課税済み輸入貨物の処分を決定することができます。

売買取引貨物として輸入した貨物が不良品であり処分する場合には、2015年3月25日付け財政省Circular 38/2015/TT-BTC第114条の規定による還付対象には該当しません。

8. 加工契約の実施期間延長手続き

税関総局は、加工契約の実施期間延長に関するガイダンスを発行しました。これによれば、

2013年11月20日付け政令Decree 187/2013/ND-CPの規定によれば、加工委託側および加工受託側が加工契約の実施期間延長を望む場合、両者は、加工契約の実施期間終了前に補足合意を締結する必要があります。

加工契約の実施期間終了時または効力失効時には、加工契約の両署名当事者は、2013年11月20日付け政令Decree 187/2013/ND-CPの規定による契約実施完了確認の手続きを行う必要があります。

税関総局は、ホーチミン市税関局に対して、加工契約の期間延長を届出る企業のリストを作成し監視すること、そして、余剰原料資材、スクラップ、機械設備の処理を遅延させるために加工契約の期間延長を悪用している疑いがある場合には、規定による企業現場での原料資材等使用状況の検査を実施し、対象企業を一括して処置するよう指導しています。



9. 輸出加工企業（EPE）による物品売買事業

ドンナイ省税関局のガイダンスによれば、

- 輸出加工企業（EPE）が、ベトナムにおける物品売買活動および物品売買に直接関連する各種活動の事業ライセンスに基づいて支店を設立している場合、その支店は、発行を受けたライセンス内容を実施すべく活動を継続します。
- 支店の活動を維持する計画がない場合、EPEは、支店活動停止の手続きを行います。同時に、物品売買活動を継続するために、EPEは、ベトナムにおける物品売買活動に関連する売上、費用を区別して計上する会計帳簿を別途準備して、かつ、製造活動のための物品保管場所から隔てた場所を売買活動用の保管場所として用意する必要があります。



This newsletter is for reference purposes only. Grant Thornton Vietnam holds no responsibility for mistakes therein, as well as damages caused by the use of information from this newsletter without official advisory opinions from Grant Thornton Vietnam before practice.

Should you need to use information from this newsletter or support from Grant Thornton Vietnam, please contact our professional consultants.

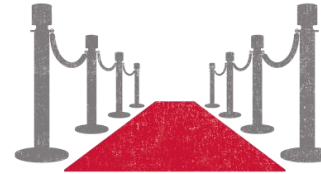
Hanoi Office
18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District
Hanoi, Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi
Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du
Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

Kaoru Okata
Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Phạm Ngọc Long
Tax Giám đốc Tư vấn Thuế
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com



For download
Please log in our website:
www.grantthornton.com.vn

Ho Chi Minh Office
14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District
Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3914 9101

Nguyen Hung Du
Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan
Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Tran Hong My
Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

Tomohiro Norioka
Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van
Tax Director
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com